



宮 監 公 表 第 3 号
平 成 29 年 1 月 24 日

宮 崎 市 監 査 委 員 山 田 義 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 神 戸 洋 一 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 福 井 太 次
宮 崎 市 監 査 委 員 日 高 貞 次



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

健康管理部（保健医療課、医療介護連携課、健康支援課、保健衛生課）の平成27年度及び平成28年4月1日から8月31日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

関係各課及び監査室

3 監査の実施期間

平成28年11月14日から平成29年1月20日まで

4 監査の方法

健康管理部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

(1) 保健医療課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、医療介護連携課、健康支援課及び保健衛生課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(医療介護連携課)

①備品の管理について、実査(平成28年11月30日)の時点において次のとおり多数の不備があった。

ア 備品台帳に記載された所在場所と異なる場所に配置され、正しい所在場所が備品台帳及び備品配置図に記載されていないものがあった。

(眼科医療器具(備品番号00037062、平成22年8月2日購入)、加速度脈派測定システム(備品番号00228861、平成28年8月31日購入)ほか15件)

イ 備品台帳に記載された所在場所と異なる場所に配置されているにもかかわらず、備品台帳の修正がされていないものがあった。

(片袖机(備品番号00034097、平成11年11月12日購入)、OAチェア(備品番号00034127、平成11年11月12日購入)ほか5件)

ウ 備品台帳に記載された所在場所に配置されているものの、備品配置図に表示されていないものがあった。

- (パーティーション(備品番号 00036603、平成 21 年 5 月 22 日購入)、MD/CD ラジカセ(備品番号 00033614、平成 11 年 12 月 17 日購入)ほか 6 件)
- エ 備品台帳に記載された所在場所に配置されておらず、所在不明となっているものがあつた。
(沐浴人形(備品番号 00036544、平成 16 年 6 月 18 日購入)、スクリーン(備品番号 00034038、平成 11 年 11 月 12 日購入)ほか 15 件)
- オ 備品台帳に記載されているものの、備品シールが貼付されていないものがあつた。
(加速度脈派測定システム(備品番号 00228861、平成 28 年 8 月 31 日購入)、書架・書庫(備品番号 00226809、平成 28 年 3 月 24 日購入))
- カ 健康支援課に配置されているにもかかわらず、管理換えの手続きが行われていないものがあつた。
(OAデスク(備品番号 00035503、平成 15 年 3 月 31 日購入))

(健康支援課)

- ①小児慢性特定疾病対策協議会(現在は「小児慢性特定疾病審査会」)について、執行機関の附属機関として、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例により設置する必要があるにもかかわらず要綱により設置していた。また、同協議会委員に対する報酬について、同法第 203 条の 2 の規定に基づき条例で定める必要があるにもかかわらず予算の定めるところにより報償費として支出していた。
- ②消耗品の購入事務について、次のような不備があつた。
- ア 平成 28 年度自殺予防対策事業に係る 4 件の消耗品(いずれもファイル類や付箋類外)の購入(いずれも執行伺の決裁日は平成 28 年 7 月 13 日。総額 53,260 円)について、本来 1 件の案件として契約課執行とすべきところ、財務規則第 156 条の 2 の要件範囲内で 4 件に分割し原課執行により同一業者から購入していた。
- A 契約番号 2016014909 執行伺額 11,694 円
B 契約番号 2016014918 執行伺額 15,344 円
C 契約番号 2016014931 執行伺額 17,238 円
D 契約番号 2016014949 執行伺額 8,984 円
- イ 平成 27 年度乳幼児任意予防接種事業に係る消耗品(フラットファイル)購入(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日:平成 27 年 9 月 25 日)について、単価契約物品を購入する場合は単価契約業者から購入すべきところ、契約業者以外のものから購入していた。
- ③備品管理について、次のような不備があつた。
- ア 備品配置図に記載されている備品について、管理換えの手続きが行われておらず備品台帳に記載されていないものがあつた(片袖机、長机、キャビネット、椅子 計 11 件)。
- イ 備品台帳に記載されている備品について、所在が確認できないものがあつた(会議用テーブル、会議用椅子、アームチェア 計 7 件)。
- ウ 備品台帳の所在場所は健康支援課となっているにもかかわらず、福祉総務課所管施設(総合福祉保健センター)や医療介護連携課所管施設(高岡福祉保健センター「穆園館」、清武保健センター、田野保健センター)に所在し、管理換えの手続きを行わないまま使用しているものがあつた(片袖机、事務椅子 計 6 件)。
- エ 備品台帳に記載された所在場所と実際の所在場所が異なるもの(所在場所:健康支援課とあるのに、実際はデイケア室などに所在)があつた(診察台、健康教育パネル等 計 37 件)。
- オ 平成 27 年度に健康支援課で購入した備品(洗濯機)について、購入所管課において備品台帳に記載し管理換えの手続きにより医療介護連携課に移管すべきところ、同手続きを行わないまま医療介護連携課の備品台帳に直接記載していた。
- ④平成 27 年度高齢者肺炎球菌予防接種業務委託(公益社団法人宮崎市郡医師会)ほか 15 件の契約書について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 4 条に規定された必要

的内容事項である履行遅延の場合における損害金の条項が記載されていなかった。また、同委託ほか 11 件の委託契約に係る事務処理について、財務規則第 135 条に定める予定価格書の作成を省略できる契約に該当しないにもかかわらず、予定価格書が作成されていなかった。

(保健衛生課)

- ①平成 27 年度動物捕獲、引取り等業務委託ほか平成 27 年度及び平成 28 年度の計 10 件の契約書について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 4 条に規定された必要的内容事項である履行遅滞の場合における損害金の条項が記載されていなかった。